

第3期朝倉市障がい者計画

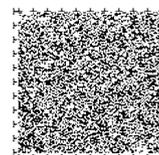
(令和6年度～令和11年度)

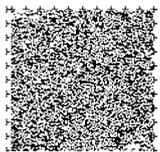
第7期朝倉市障がい福祉計画

第3期朝倉市障がい児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月
朝 倉 市

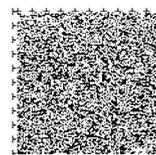




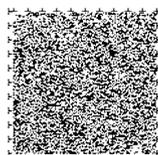
音声コードUni-Voice

目 次

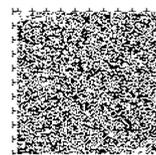
第1部 総論	1
第1章 計画の策定について.....	3
1. 計画策定の背景.....	3
2. 計画の位置づけ.....	6
3. 計画の範囲と目的.....	8
4. 計画の期間.....	9
5. 計画の策定体制.....	9
6. 計画の推進体制.....	10
第2章 障がい者を取り巻く現状.....	11
1. 人口の推移.....	11
2. 手帳所持者等の推移.....	12
3. アンケート調査結果にみる障がい者等の状況.....	15
第2部 第3期朝倉市障がい者計画	37
第1章 障がい者施策に関する重点課題.....	39
第2章 計画の基本的な方針.....	44
1. 基本理念.....	44
2. 施策の基本目標.....	45
3. 施策の方向(施策体系).....	50
第3章 具体的施策.....	52
基本目標1.....	52
基本目標2.....	58
基本目標3.....	62
基本目標4.....	66
基本目標5.....	71
基本目標6.....	75
基本目標7.....	79

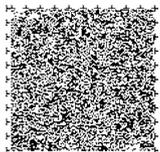


第3部 第7期朝倉市障がい福祉計画・ 第3期朝倉市障がい児福祉計画	83
第1章 計画の基本的な考え方	85
1. 計画策定の方針	85
第2章 障がい福祉計画	87
障がい福祉計画の成果目標	87
障がい福祉サービスの見込み	93
地域生活支援事業の推進	102
第3章 障がい児福祉計画	107
障がい児福祉計画の成果目標	107
障がい児福祉サービスの見込み	109
第4章 計画の推進	112
資料編	113
1. 朝倉市障害者計画等推進委員会構成委員名簿	115
2. 朝倉市障害者計画等推進委員会開催経過	116
3. 障がい福祉サービス・地域生活支援事業の内容	117
4. 用語説明	120



第1部 総論





音声コードUni-Voice

第1章 計画の策定について

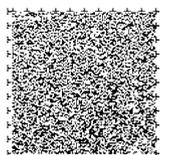
1. 計画策定の背景

近年、わが国においては、少子高齢化や核家族化の進行、多様化・複雑化する社会情勢等による価値観やライフスタイルの変化に加え、障がいのある人の増加や障がいの重度化・重複化の傾向が顕著になっています。また、発達障がいや高次脳機能障がい等が、障がいとして広く認識され法律や制度に位置づけられるようになり、対象が広範にわたっています。

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い、障がいのある人の社会活動や地域生活に制限が生じ、障がい者施策や障がい福祉サービスにおいても利用控え等の動きが生じていました。しかし、令和5年度に入り行動制限が緩和されたことにより、障がいのある人の生活は新型コロナウイルス感染症の発生前の水準に戻りつつあります。

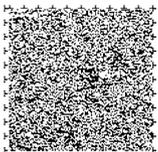
障がい者関連の法整備等のこれまでの動きをみると、平成23年に障がいのある人に関する法律や制度について基本的な考えを示した「障害者基本法」が改正され、障がいの有無に関わらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」の実現が新たな理念となりました。また、「障害者虐待防止法」「障害者総合支援法」の施行、平成26年には「障害者雇用促進法」の改正等の法整備が進められ、「障害者の権利に関する条約」が批准されました。平成28年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されています。平成30年には「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（以下、「障害者文化芸術推進法」と略）令和元年には「読書バリアフリー法」、令和3年には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」、令和4年には「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、これらの法律の規定や趣旨を踏まえた施策が進められています。

このような変化に対応するとともに、本市におけるこれまでの障がい者施策の状況を踏まえ、障がいのある人の実態やニーズに即した施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「第3期朝倉市障がい者計画」「第7期朝倉市障がい福祉計画」「第3期朝倉市障がい児福祉計画」を一体的に策定するものです。

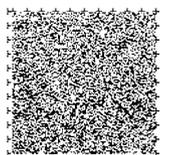


【障害者自立支援法施行以降の国内法整備等の動き】

- 「障害者自立支援法」施行(平成18年4月)
 - ・ 身体・知的・精神の3障害のサービスを一元化、応益負担
 - ・ 支援の必要度に関する客観的な尺度(障害程度区分)の導入
- 「障害者自立支援法」の一部改正(平成22年12月)
 - ・ 障害者の範囲の見直し(発達障害者が障害者自立支援法の対象に)
 - ・ 利用者負担、支給決定プログラムの見直し
 - ・ グループホームの利用助成等
- 「障害者虐待防止法」の制定(平成23年6月成立、平成24年10月施行)
 - ・ 障害者虐待を発見した場合の通報の義務化
 - ・ 市町村虐待防止センターの設置、立ち入り調査権等の規定等
- 「障害者基本法」の一部改正(平成23年7月成立、8月施行※一部を除く)
 - ・ 目的規定や障害者の定義の見直し
 - ・ 社会的な障壁を取り除くための配慮を行政等に求める等
- 「障害者優先調達推進法」の制定(平成24年6月成立、平成25年4月施行)
 - ・ 障害者就労施設等の受注機会の拡大措置を行政等に努力義務化等
- 「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改正(平成24年6月成立、平成25年4月施行※一部を除く)
 - ・ 障害者基本法の一部改正の理念を踏まえた目的規定の改正
 - ・ 障害者の範囲の見直し(難病が障害者の範囲に加えられる)等
- 「障害者差別解消法」の制定(平成25年6月成立、平成28年4月施行)
 - ・ 障害者の差別解消に向けた差別的な取扱いの禁止
 - ・ 合理的配慮の不提供の禁止等
- 「精神保健福祉法」の一部改正(平成25年6月成立、平成26年4月施行)
 - ・ 保護者制度の廃止、医療保護入院要件の見直し等
- 「難病法」の制定(平成26年5月成立、平成27年1月施行)
 - ・ 難病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立
 - ・ 難病の医療に関する調査及び研究の推進
 - ・ 療養生活環境整備事業の実施
- 「障害者雇用促進法」の一部改正(平成26年5月成立、平成28年4月施行)
 - ・ 障害者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決援助
 - ・ 法定雇用率の算定基礎の見直し(精神障害者が算定基礎に加わる)等
- 「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部改正(平成28年5月成立、平成30年4月施行※一部を除く)
 - ・ 障害者の望む地域生活の支援
 - ・ 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応
 - ・ サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等
- 「成年後見制度利用促進法」の制定(平成28年4月成立、5月施行)
 - ・ 成年後見制度の理念の尊重(ノーマライゼーション、自己決定権の尊重等)
 - ・ 地域の需要に対応した成年後見制度利用の促進
 - ・ 成年後見制度の利用に関する体制の整備等
- 「発達障害者支援法」の一部改正(平成28年5月成立、8月施行)
 - ・ 発達障害者に対する障害の定義と発達障害への理解の促進
 - ・ 発達生活全般にわたる支援の促進
 - ・ 発達障害者支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保、関係機関との協力体制の整備等
- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正(平成29年4月成立、10月施行)
 - ・ 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度等



- 「**バリアフリー法**」の一部改正(平成30年5月成立、11月施行※一部を除く)
 - ・ 国及び国民の責務の明確化
 - ・ 公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進
 - ・ バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化等
- 「**障害者による文化芸術活動の推進に関する法律**」の制定(平成30年6月成立、施行)
 - ・ 障がいのある人が文化芸術を鑑賞・参加・創造するための環境整備や、そのための支援を促進
 - ・ 文化芸術の鑑賞・創造の拡大、作品を発表する機会の増加、芸術上価値が高い作品の保護や評価等
- 「**読書バリアフリー法**」の制定(令和元年6月成立、施行)
 - ・ アクセシブルな電子書籍等の普及、提供の促進等
- 「**障害者雇用促進法**」の一部改正(令和元年6月成立、令和2年4月施行※一部を除く)
 - ・ 障害者の活躍の場の拡大に関する措置
 - ・ 国及び地方公共団体における雇用状況についての的確な把握等に関する措置
- 「**聴覚障害者等による電話の利用の円滑化の促進に関する法律**」の制定(令和2年6月成立、12月施行)
 - ・ 電話リレーサービスに関する交付金制度の創設等
- 「**バリアフリー法**」の一部改正(令和2年5月成立、令和3年4月施行※一部を除く)
 - ・ 公共交通事業者等に対するソフト基準適合義務の創設
 - ・ 優先席・車椅子使用者駐車施設等の適正な利用
 - ・ 市町村等による心のバリアフリーを推進
- 「**障害者差別解消法**」の一部改正(令和3年5月成立、施行は公布の日から3年以内)
 - ・ 事業者における合理的配慮の提供の義務化等
- 「**災害対策基本法**」の一部改正(令和3年5月成立、施行)
 - ・ 個別避難計画の作成を市町村長の努力義務とする等
- 「**障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法**」(令和4年5月成立、施行)
 - ・ 情報アクセスとコミュニケーションにバリアを抱える障害者が、障害のない人たちの情報アクセスとコミュニケーションと同様の保障を実現
 - ・ 障害者差別解消法において合理的配慮を的確に実施するための「事前的改善措置」として位置づけ



2. 計画の位置づけ

(1) 法令等による位置づけ

「第3期朝倉市障がい者計画」及び「第7期朝倉市障がい福祉計画」、「第3期朝倉市障がい児福祉計画」は一体として策定します。この3つの計画は法令により策定が義務付けられており、その位置づけは以下のとおりです。

第3期朝倉市障がい者計画

【法令】市町村障害者計画（障害者基本法第11条第3項）

- ・ 主に障害者施策の基本理念と施策の方向性を定めた中長期の計画。

第7期朝倉市障がい福祉計画

【法令】市町村障害福祉計画（障害者総合支援法第88条第1項）

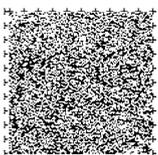
- ・ 主に障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画で、数値目標と障がい福祉サービス等の見込量を定める3年を1期とした計画。本計画で定める障がい福祉サービスの見込量等は、圏域の数値として、福岡県障がい者福祉計画に反映。

第3期朝倉市障がい児福祉計画

【法令】市町村障害児福祉計画（児童福祉法第33条の20第1項）

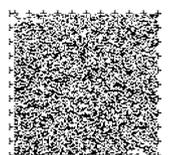
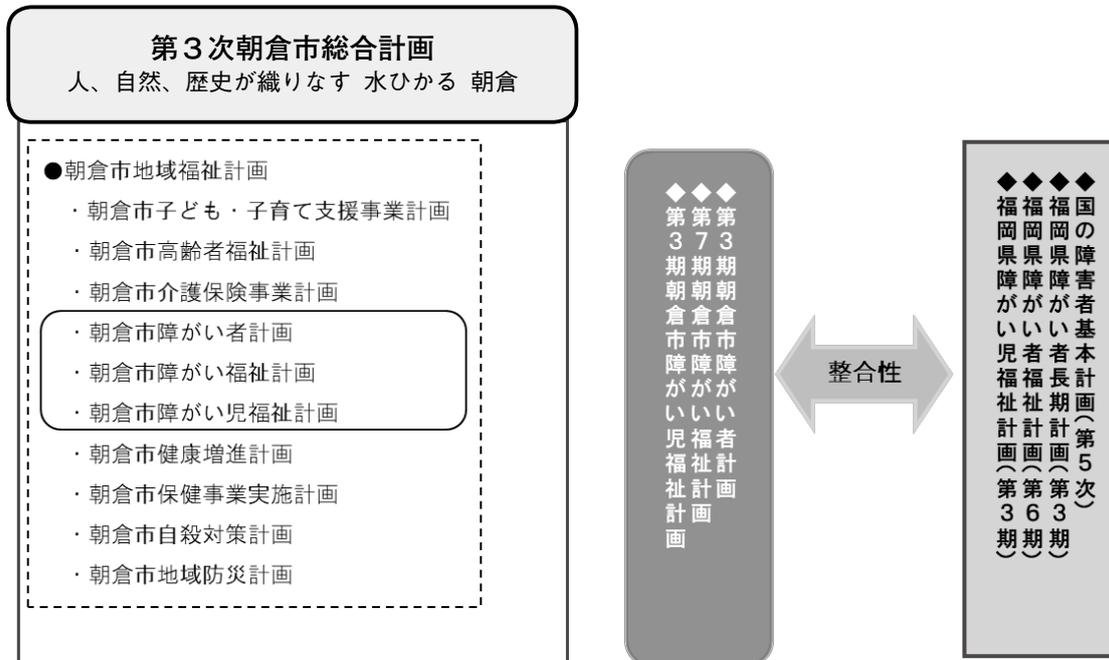
- ・ 主に障がい児サービス等の提供体制の確保に関する計画で、数値目標と障がい福祉サービス等の見込量を定める3年を1期とした計画。本計画で定める障がい児サービスの見込量等は、圏域の数値として、福岡県障がい児福祉計画に反映。

	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
内容	障害者施策の基本的方向について定める計画	障害福祉サービスの見込みとその確保策を定める計画（計画期間は3年）	障害児サービス等の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定める計画（計画期間は3年）
根拠法	障害者基本法（第11条第3項）	障害者の日常生活を総合的に支援するための法律（第88条第1項）	児童福祉法（第33条の20第1項）
国	障害者基本計画（第5次） 計画期間：R5年度～R9年度	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針	
県	福岡県障がい者長期計画 計画期間：R3年度～令和8年度	福岡県障がい者福祉計画 第6期計画期間：R6年度～R8年度	福岡県障がい児福祉計画 第3期計画期間：R6年度～R8年度
市	第3期朝倉市障がい者計画 計画期間：R6年度～R11年度	第7期朝倉市障がい福祉計画 計画期間：R6年度～R8年度	第3期朝倉市障がい児福祉計画 計画期間：R6年度～R8年度
(計画の 主な 内容)	(基本目標1)障がいを理由とする差別を解消し、社会的障壁を除去します (基本目標2)尊厳をもった日常生活等を実現する生活支援を推進します (基本目標3)保健・医療・福祉の連携による切れ目のない支援体制を構築します (基本目標4)障がい特性に合わせた多様な生活基盤を整備します (基本目標5)働く機会の確保と経済的自立のための支援に取り組みます (基本目標6)生涯にわたるインクルーシブ教育システムの構築を進めます (基本目標7)文化芸術・スポーツ等に親しむための取り組みを総合的に推進します	○障害福祉サービス 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援・短期入所・生活介護・療養介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助・施設入所支援等 ○地域生活支援事業 相談支援事業・意思疎通支援事業・日常生活用具給付等事業・移動支援事業・地域活動支援センター事業・訪問入浴サービス事業・日中一時支援事業等	○乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築 ○地域支援体制の構築 ○保育、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援 ○地域社会への参加・包容の推進 ○障がい児相談支援の提供体制の確保 ○特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備



(2) 他の行政計画との関係

本計画は、国および福岡県の障がい者に係る計画の主旨を踏まえ、第3次朝倉市総合計画、朝倉市地域福祉計画、朝倉市子ども・子育て支援事業計画、朝倉市高齢者福祉計画等、他の障がい者施策に関わる諸計画との整合性が図られたものとなります。



(3) 本計画のSDGs達成に関する位置づけ

「SDGs」は、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、持続可能な世界を実現するための2030年までの世界の開発目標です。本市においても、SDGs達成に向けてさまざまな取り組みを進めており、本計画もSDGsの視点に沿って作成しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

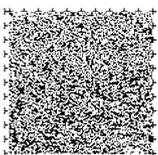


3. 計画の範囲と目的

本市の障がい者計画は、市が取り組むべき今後の障がい者施策の基本方向を定めた総合的な計画であり、同時に、市民や関係各種団体等が、障がいに対する理解を深めながら自主的かつ積極的な活動を推進するための指針となるものです。

その範囲は、保健・医療・福祉・教育・雇用・就労等多岐にわたっています。また、計画策定の目的は、身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者（児）および難病患者等と、すべての市民が、お互いに支え合いながら安心して生活できる地域社会を実現することにあります。

計画の対象者は、障がいはすべての人に関わることでありという考え方に基き、「すべての市民」とします。



4. 計画の期間

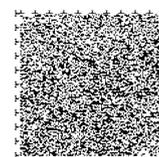
「第3期朝倉市障がい者計画」は、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とし、「第7期朝倉市障がい福祉計画」及び「第3期朝倉市障がい児福祉計画」は、国の指針に基づき令和6年度から令和8年度の3年間を計画期間とします。

R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			＜今回策定する計画＞					
第2期朝倉市障がい者計画 基本理念と施策の方向性			第3期朝倉市障がい者計画 基本理念と施策の方向性					
			＜今回策定する計画＞					
第6期朝倉市障がい福祉計画			第7期朝倉市障がい福祉計画			第8期朝倉市障がい福祉計画		
			＜今回策定する計画＞					
第2期朝倉市障がい児福祉計画			第3期朝倉市障がい児福祉計画			第4期朝倉市障がい児福祉計画		

5. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、障がい者団体、障がい福祉に関わる関係者等の参加を得た「朝倉市障害者計画等推進委員会」において、計画内容等について検討し、計画への意見の反映に努めました。

また、令和5年度に本市の障がいのある人を対象としたアンケート調査や障がい福祉サービス提供事業所を対象とした団体調査を行い、広く意見・要望等を把握し、計画への反映に努めました。



6. 計画の推進体制

(1) 庁内の総合的な計画推進体制

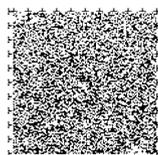
障がい福祉施策の総合的な推進のために、各部署での障がい福祉施策を推進するとともに、福祉・保健・教育・雇用・防災等、関係部署の横断的な連携による計画推進を強化します。

(2) 地域での連携・協力体制の活用

障がいがある人の地域生活への支援や就労支援及び障がいへの理解の醸成のために、障がい者団体やサービス事業者、ボランティア団体、地域の関係者・関係機関等と連携・協力し、障がいがある人を地域で支え合うまちづくりを進めていきます。

(3) 計画の進行管理

本計画の進行管理については、朝倉市障害者計画等推進委員会との意見交換等により、計画の進行状況の把握や評価を検証し、効果的かつ適切な施策・事業の実施に努めます。

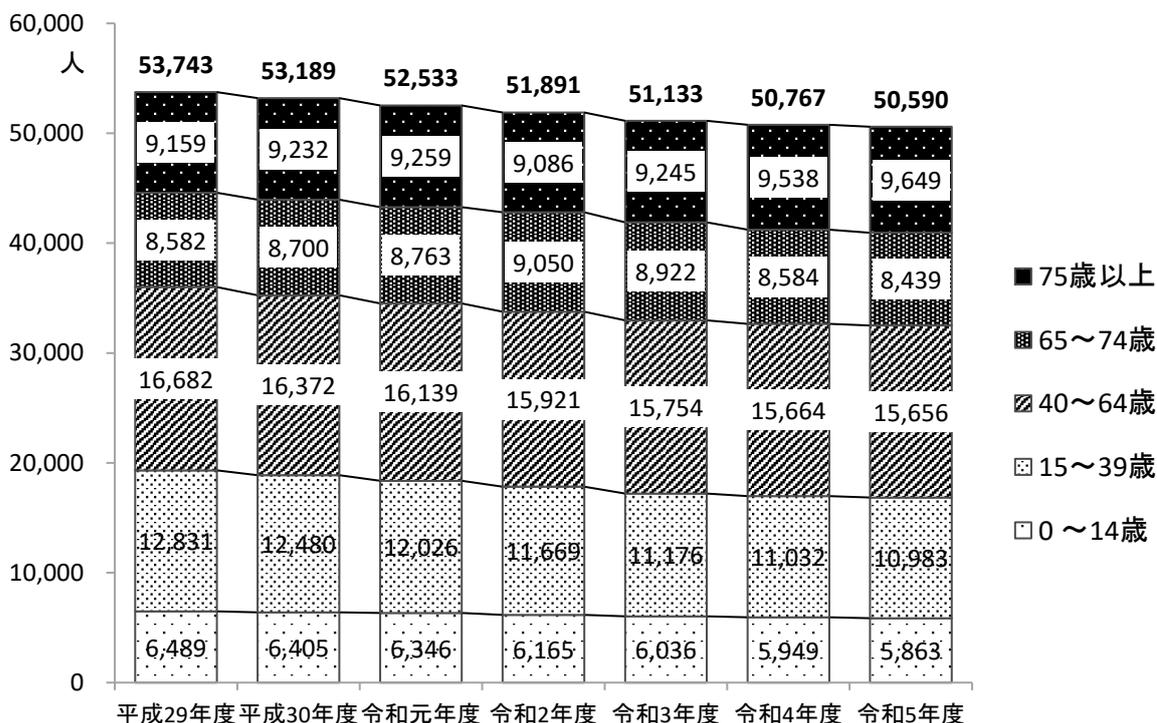


第2章 障がい者を取り巻く現状

1. 人口の推移

本市の総人口は令和5年9月末時点で50,590人です。平成29年度と比較すると、3,153人の減少となっています。

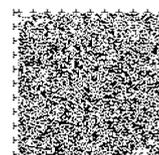
年齢区分別でみると、0～14歳の年少人口は626人の減少、15～64歳の生産年齢人口は2,874人の減少となっています。これに対して、65歳以上の老年人口は347人増加しています。



■年齢区分別人口の推移

	区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人口 (人)	0～14歳	6,489	6,405	6,346	6,165	6,036	5,949	5,863
	15～39歳	12,831	12,480	12,026	11,669	11,176	11,032	10,983
	40～64歳	16,682	16,372	16,139	15,921	15,754	15,664	15,656
	65～74歳	8,582	8,700	8,763	9,050	8,922	8,584	8,439
	75歳以上	9,159	9,232	9,259	9,086	9,245	9,538	9,649
	65歳以上	17,741	17,932	18,022	18,136	18,167	18,122	18,088
	計	53,743	53,189	52,533	51,891	51,133	50,767	50,590
構成比 (%)	0～14歳	12.1	12.0	12.1	11.9	11.8	11.7	11.6
	15～39歳	23.9	23.5	22.9	22.5	21.9	21.7	21.7
	40～64歳	31.0	30.8	30.7	30.7	30.8	30.9	30.9
	65～74歳	16.0	16.4	16.7	17.4	17.4	16.9	16.7
	75歳以上	17.0	17.4	17.6	17.5	18.1	18.8	19.1
	65歳以上	33.0	33.7	34.3	35.0	35.5	35.7	35.8
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※住民基本台帳各年度3月末日時点、ただし令和5年度は9月末時点

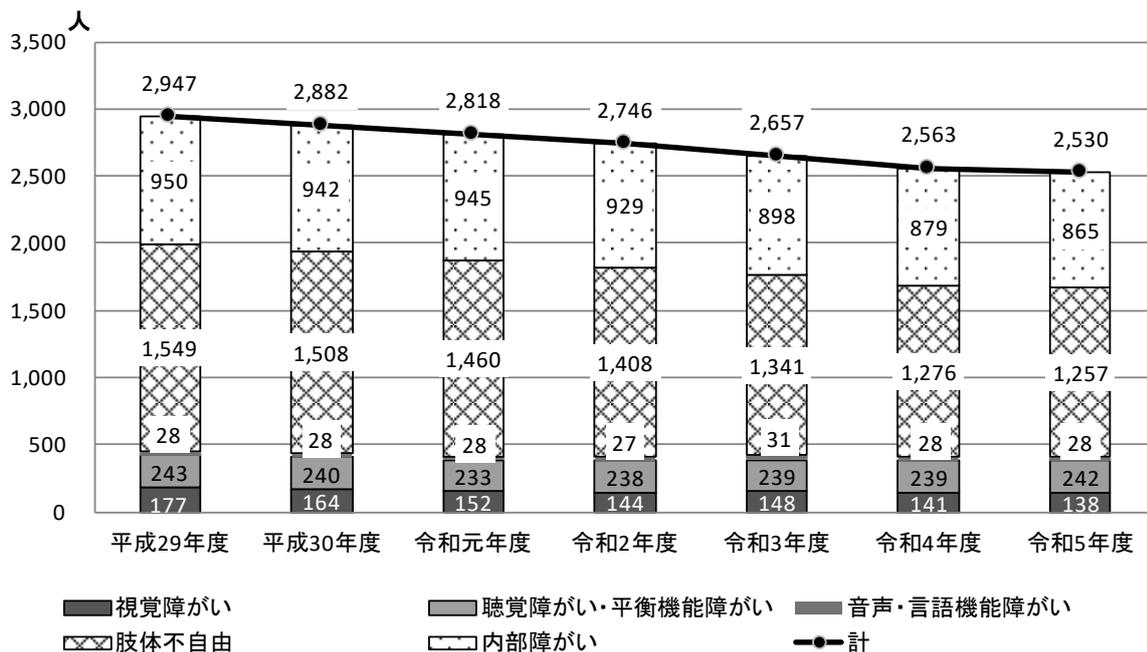


2. 手帳所有者等の推移

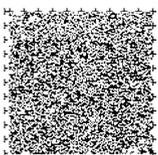
(1) 身体障がい者の状況

身体障害者手帳所有者数は年々減少傾向にあります。令和5年9月末現在の身体障害者手帳所有者数を障がいの種類別にみると、「肢体不自由」が1,257人で最も多く、次いで「内部障がい」(865人)、「聴覚・平衡機能障がい」(242人)、「視覚障がい」(138人)、「音声・言語機能障がい」(28人)となっています。

身体障害者手帳所有者数（障がいの種類別）の推移



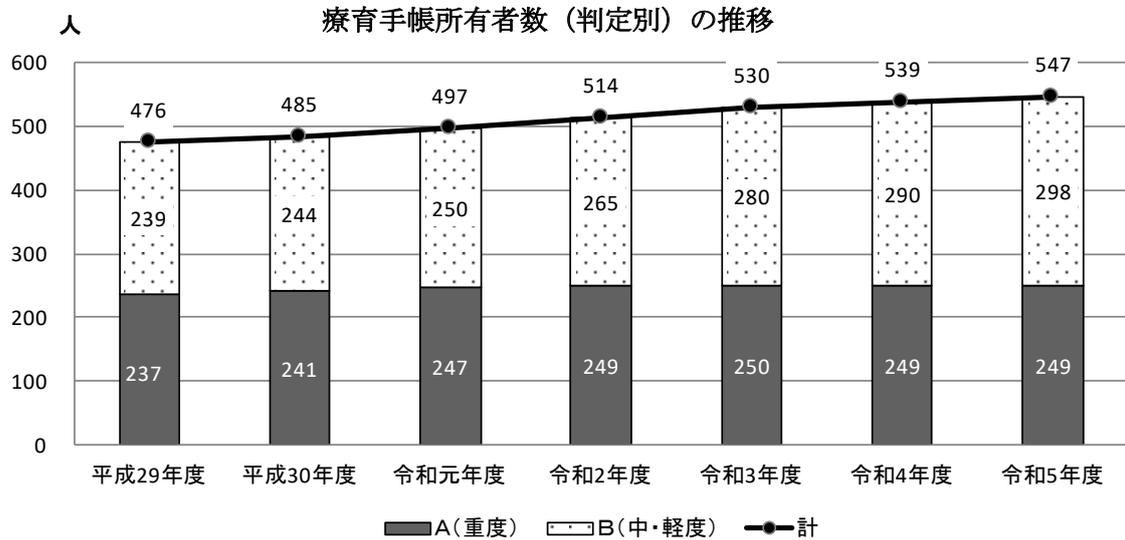
資料：福祉事務所（各年度3月末現在、令和5年度は9月末現在）



(2) 知的障がい者の状況

令和5年9月末現在の療育手帳所有者数は547人（「A判定」249人、「B判定」298人）となっており、総数は年々増加傾向にあります。

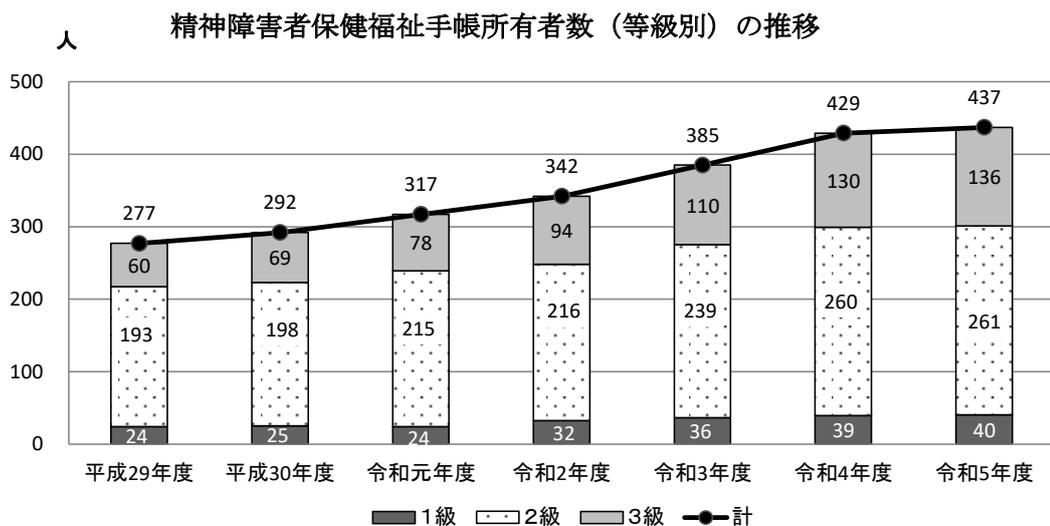
判定別構成比の推移でみると、各年共「B判定」が「A判定」を上回り、その傾向が続いています。



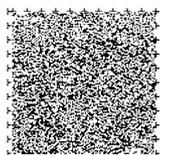
資料：福祉事務所（各年度3月末現在、令和5年度は9月末現在）

(3) 精神障がい者の状況

令和5年9月末現在の精神障害者保健福祉手帳所有者数は437人（「1級」40人、「2級」261人、「3級」136人）となっており、総数は増加傾向にあります。等級別の推移をみると、2級と3級が増加傾向にあります。

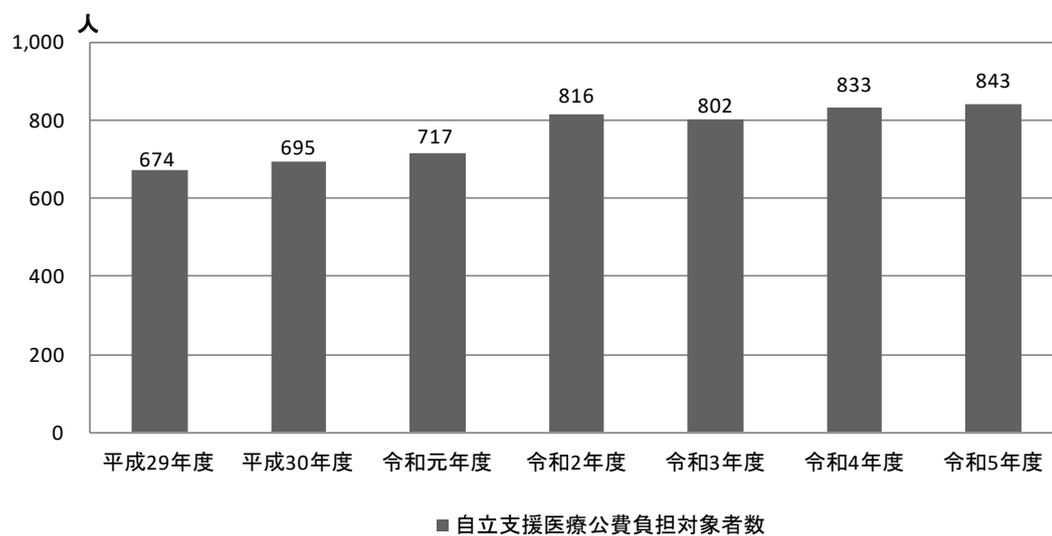


資料：福祉事務所（各年度3月末現在、令和5年度は9月末現在）

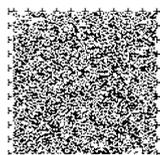


自立支援医療（精神通院医療）の利用者数（公費負担対象者）は、843人となっており、平成29年度以降、増加傾向にあります。

自立支援医療（精神）利用者数の推移



資料：福祉事務所（各年度3月末現在、令和5年度は9月末現在）



3. アンケート調査結果にみる障がい者等の状況

今回の計画策定にあたって実施した、障がいのある人及び障がい福祉サービス提供事業所を対象としたアンケート調査の分析結果からみた障がいのある人の実態について以下にまとめました。

(1) 福祉に関するアンケート調査

① 調査概要

○ 調査目的

- ・ 障がいのある人の福祉サービスに関する意識・意向や福祉サービスの利用実態等を把握し、計画策定や計画推進に活用する。

○ 調査対象

- ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者から 2,700 人を無作為抽出

○ 調査期間

- ・ 令和5年8月17日(木)～9月11日(月)

○ 調査方法

- ・ 郵送による配布・回収

○ 回収結果

- ・ 1,511 件 (回収率 56.0%)

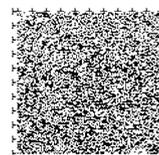
<回答者属性>

□ 性別

	回答数	%
男性	718	47.5
女性	764	50.6
回答しない	6	0.4
無回答	23	1.5
合計	1,511	100.0

□ 障がいの状況 (お手持ちの手帳や障がいについて/複数回答)

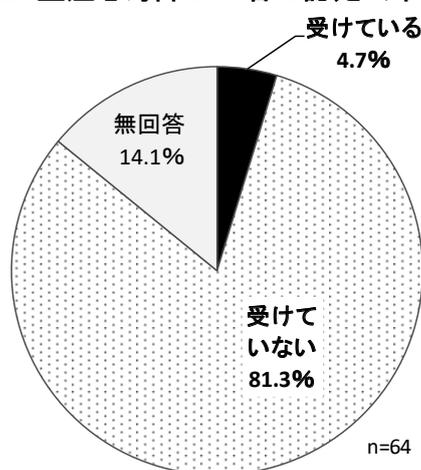
n=1,511	回答数	%
身体障害者手帳所持者	1,119	74.1
療育手帳所持者	328	21.7
精神障害者保健福祉手帳所持者	191	12.6
手帳は持っていない	31	2.1
無回答	47	3.1



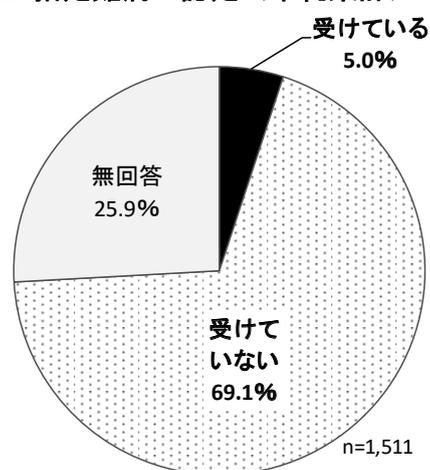
□ 年齢

	回答数	%
0歳～19歳	69	4.6
20歳～29歳	56	3.7
30歳～39歳	98	6.5
40歳～49歳	105	6.9
50歳～59歳	151	10.0
60歳～69歳	249	16.5
70歳～79歳	312	20.6
80歳～89歳	389	25.7
90歳以上	39	2.6
無回答	43	2.9
合計	1,511	100.0

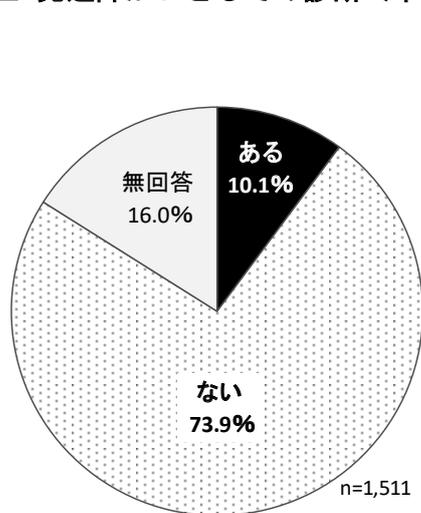
□ 重症心身障がい者の認定<単純集計>



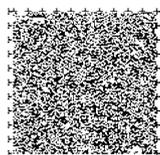
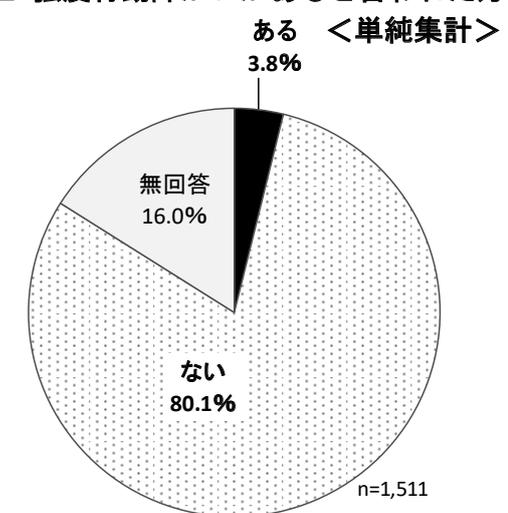
□ 指定難病の認定<単純集計>



□ 発達障がいとしての診断<単純集計>

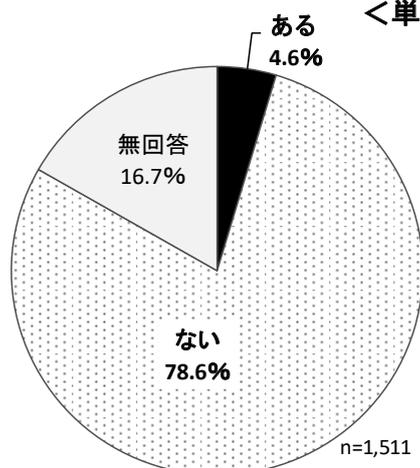


□ 強度行動障がいがあると言われた方



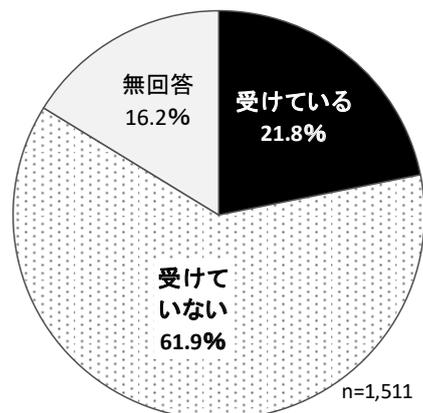
□ 高次脳機能障がいとしての診断

<単純集計>

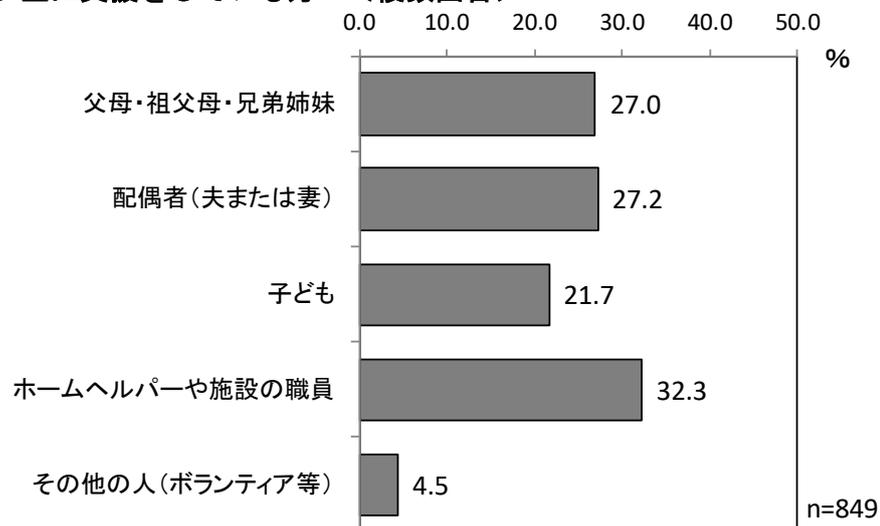


□ 医療的ケアを受けている

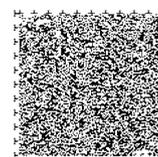
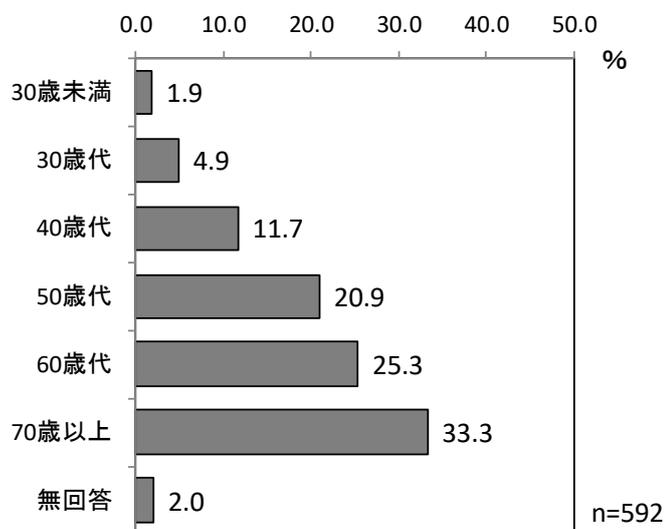
<単純集計>



□ 主に支援をしている方 <複数回答>



□ 主に支援をしている方の年齢

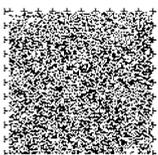
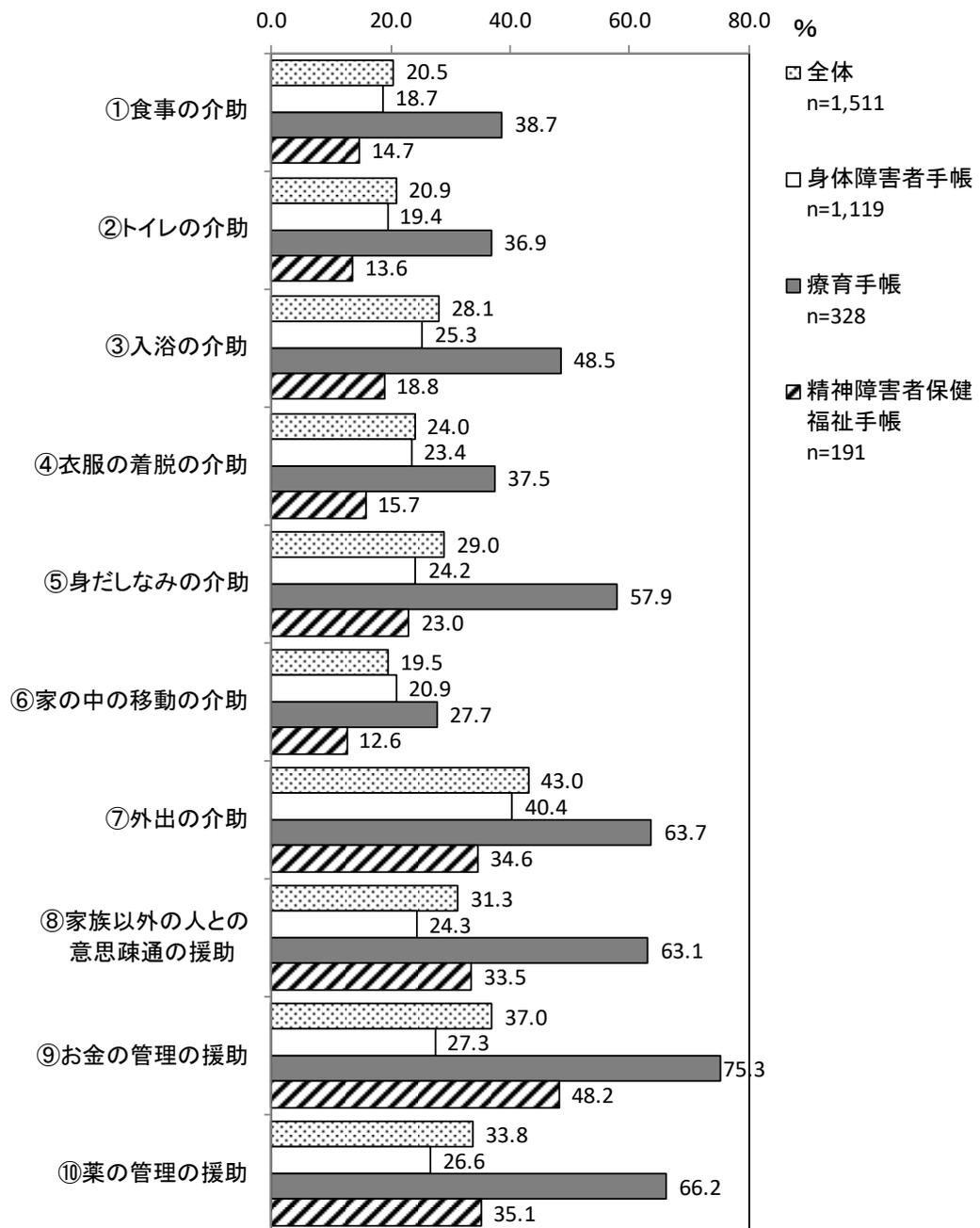


② 調査結果

1) 日常生活に必要な支援について（日常生活自立度）

- 日常生活の介助について、自分でできず「介助が必要である」との回答が多い項目は、「外出の介助」「お金の管理」「薬の管理」となっており、障がい状況別でみると「療育手帳」所持者の方で介助が必要であるとの回答が多くなっています。

【障がい状況別にみた「できない（介助が必要）」の回答率】＜複数回答＞

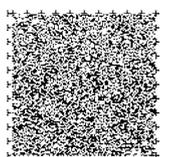
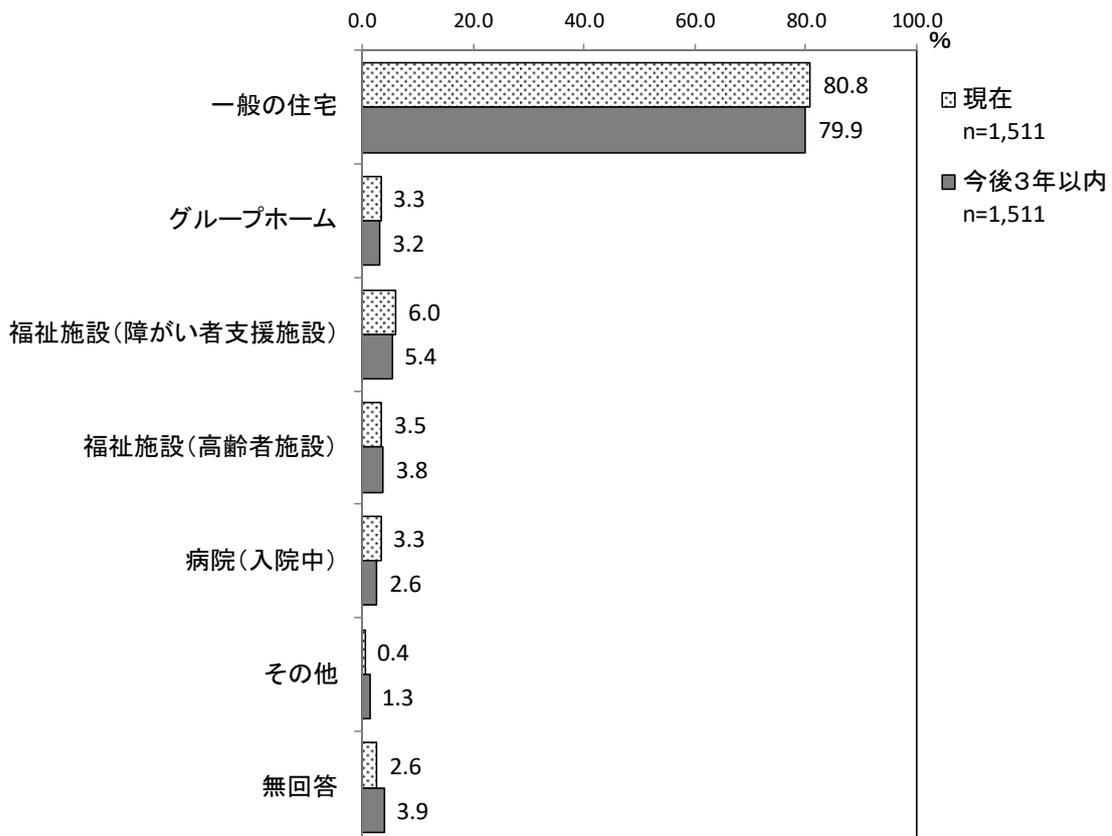


2) 日常の暮らしについて

- ・ 現在、「暮らしている場所」と「今後3年以内に暮らしたい場所」については、大きな差は認められません。希望する暮らしを送るために必要な支援では、「経済的な負担の軽減」「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が多くなっています。
- ・ 日常の外出について、「外出していない（「まったく」＋「めったに」）」の方が24.4%あり、年齢別では「80歳以上」の方の割合が多くなっています。
- ・ 外出の目的については、「買い物に行く」「医療機関への受診」が多くなっており、次いで「通勤・通学・通所」となっています。
- ・ 外出時の困りごとは、「公共交通機関（バス・電車等）が少ない」「困ったときにどうすればよいのか心配」「道路に段差・階段が多い」をあげる回答が多く、「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」所持者では「困ったときにどうすればよいのか心配」「外出にお金がかかる」について回答が多くなっています。

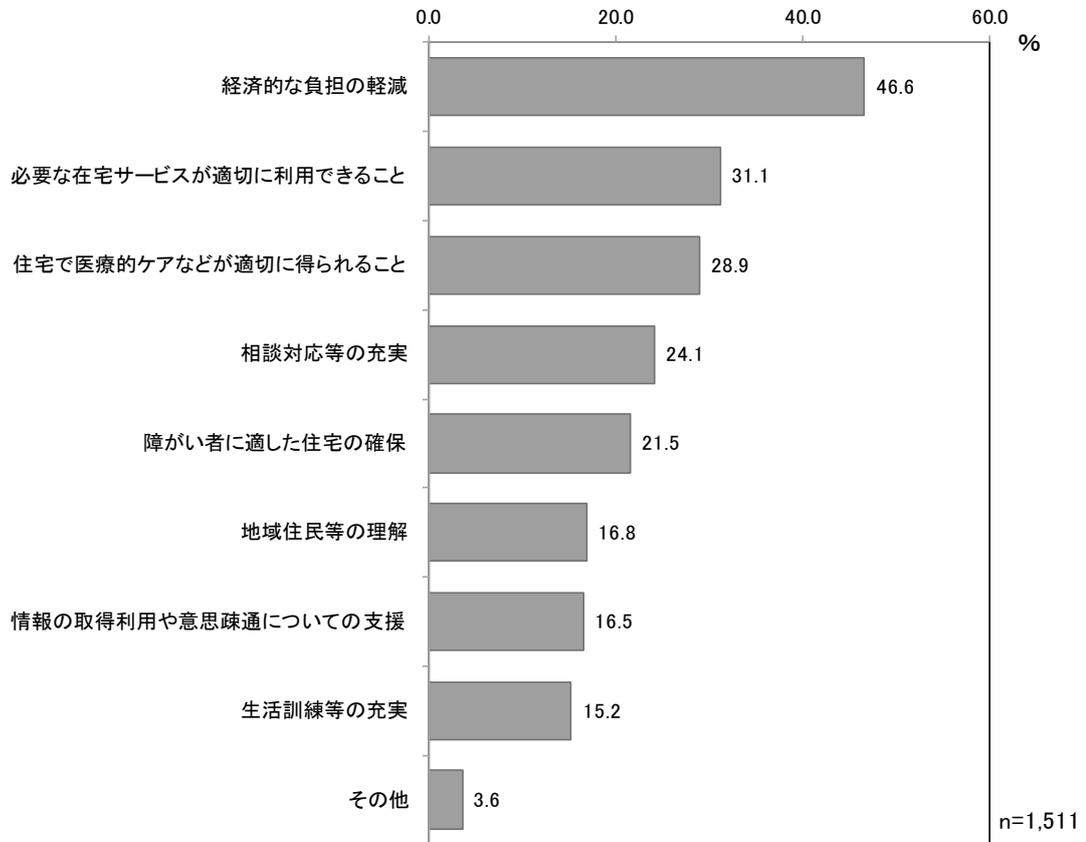
【暮らしている場所と今後3年以内に暮らしたい場所】

<単純集計>

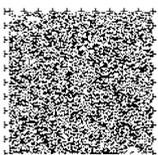
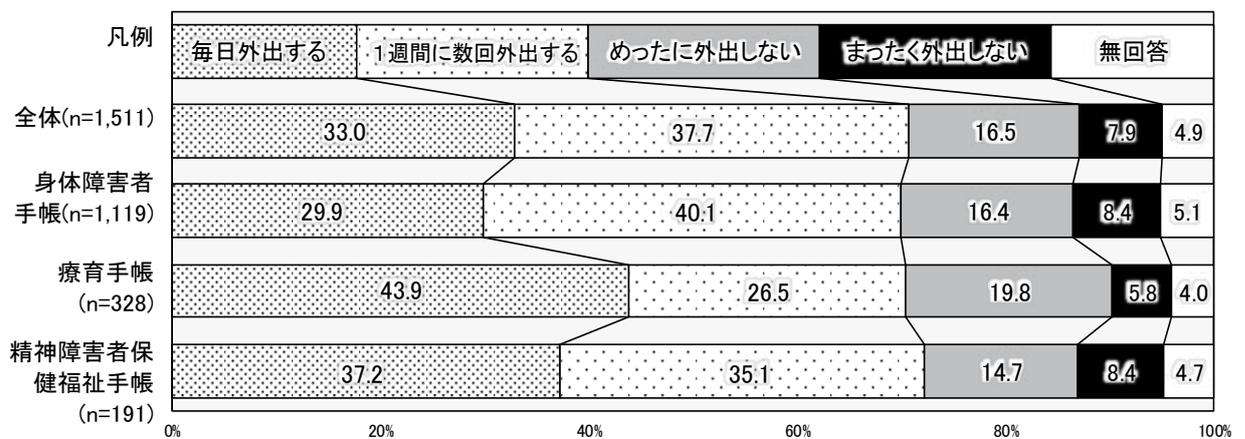


【希望する暮らしを送るためには、どのような支援があれば良いと思いますか】

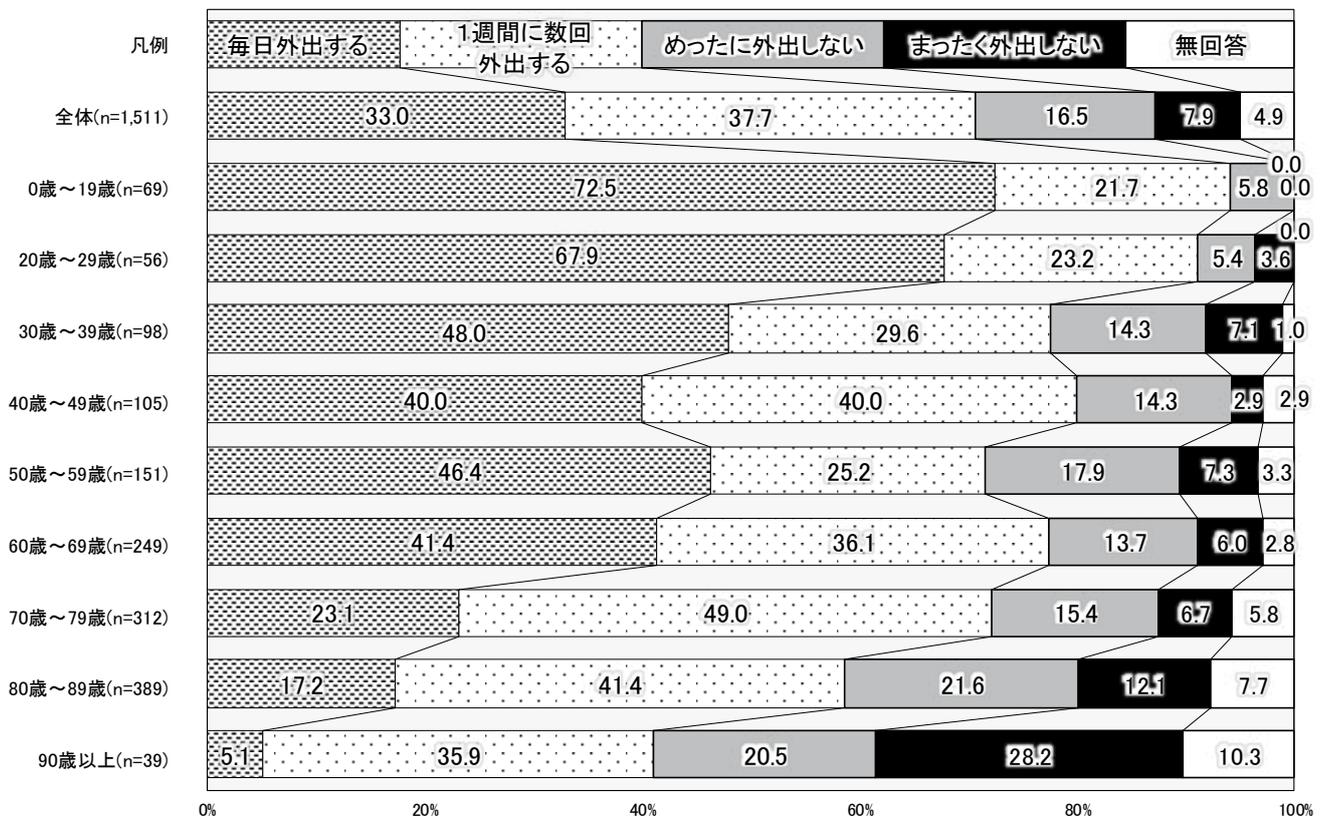
<複数回答>



【あなたは1週間にどの程度外出しますか】 <単純集計、障がい状況別>

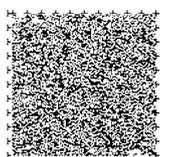
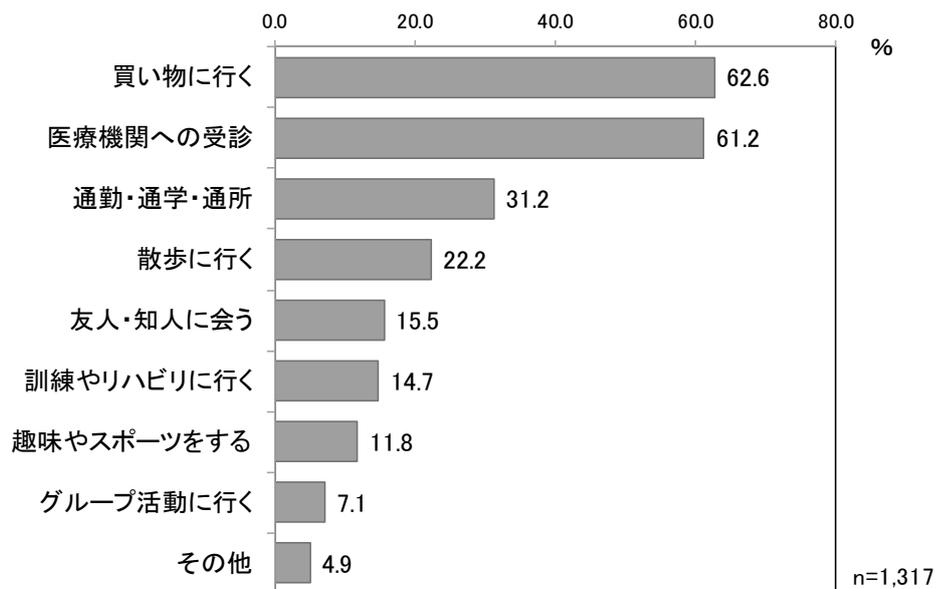


【あなたは1週間にどの程度外出しますか】 <単純集計、年代別>

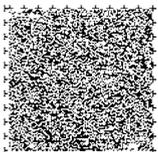
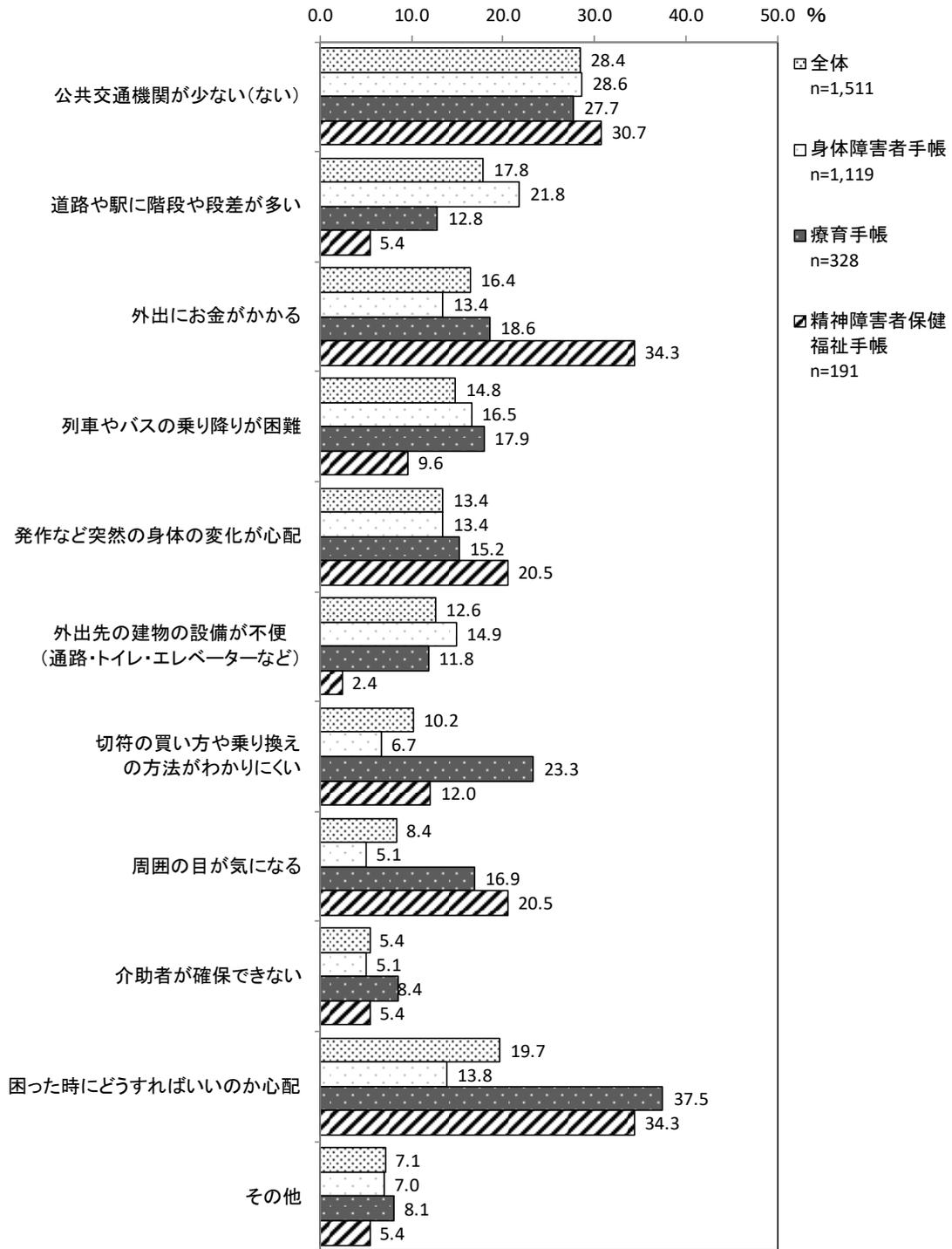


【あなたはどのような目的で外出することが多いですか】

<複数回答※外出している回答者対象>



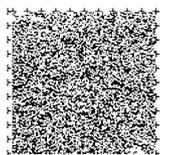
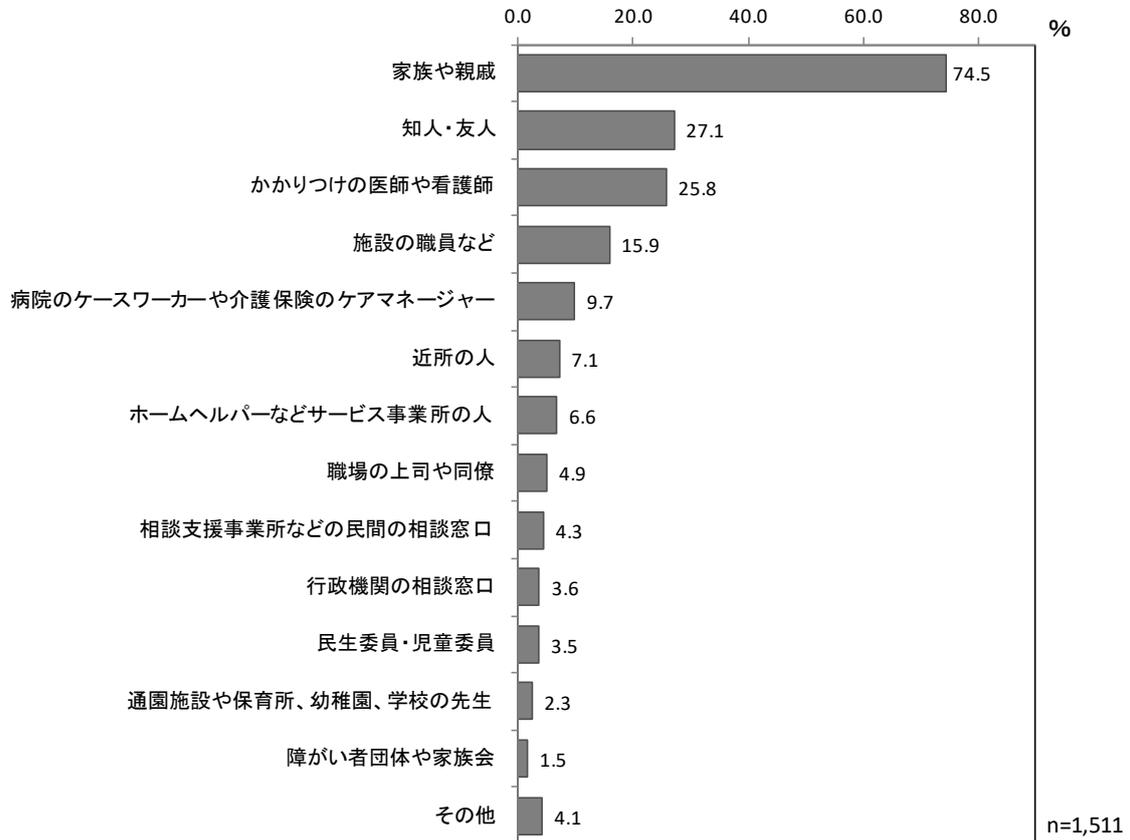
【あなたが外出する時に困ることは何ですか】 <複数回答、障がい状況別>



3) 困りごとの相談について

- ・ 悩みや困ったことの相談先は、「家族や親戚」が74.5%を占めており、次いで、「知人・友人」「かかりつけの医師や看護師」となっています。

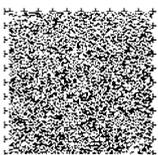
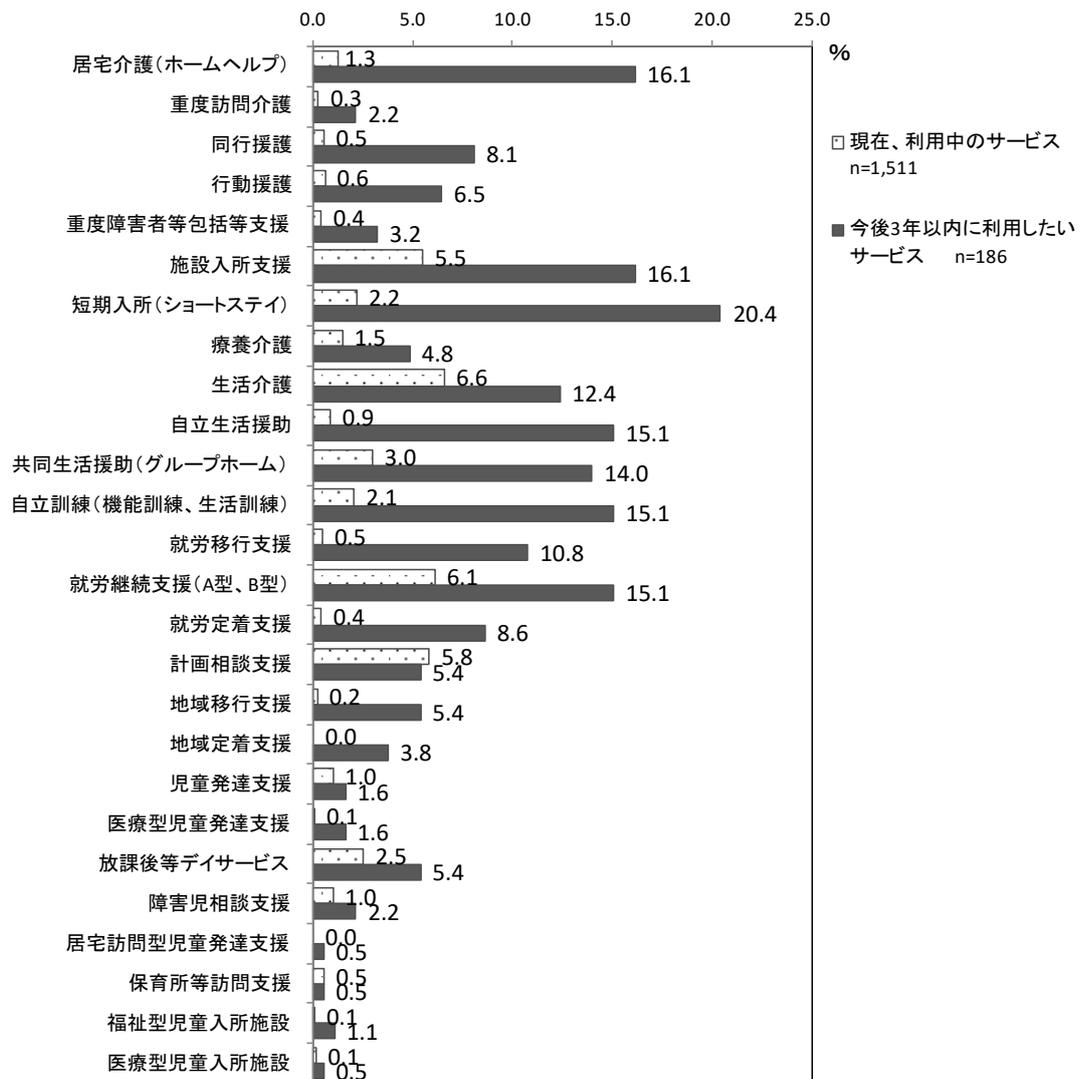
【普段、悩みや困ったことをどなたに相談していますか】＜複数回答＞



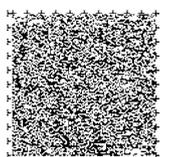
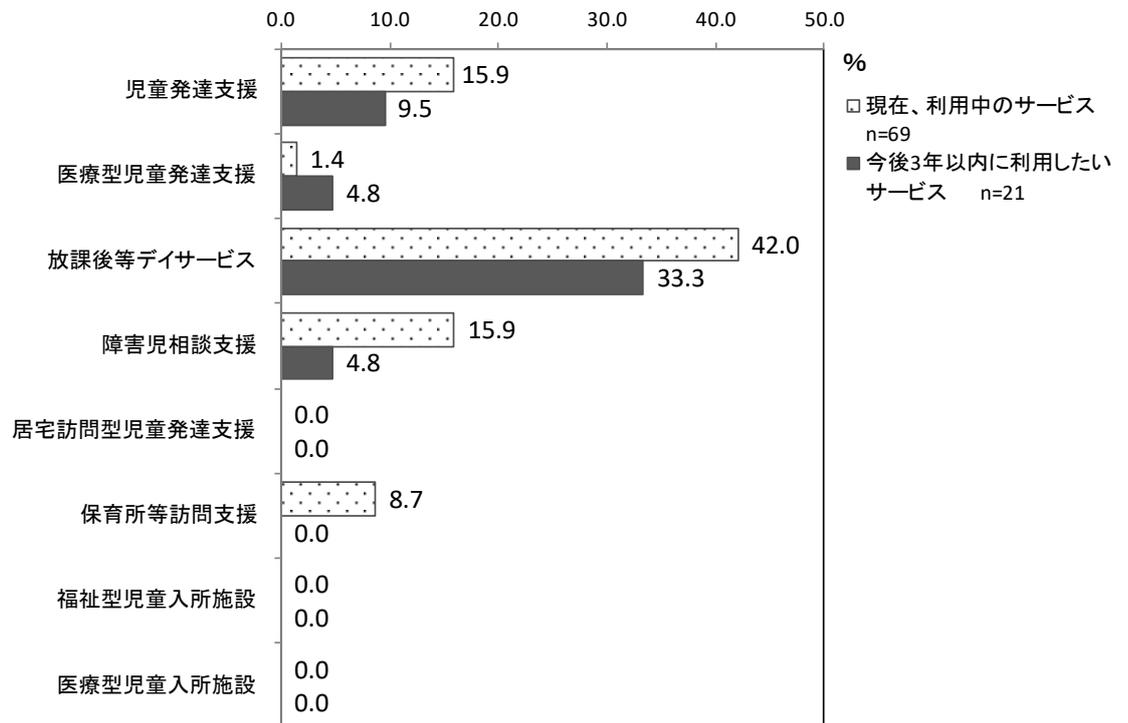
4) 障がい福祉サービスについて

- 障がい福祉サービスのうち、「現在利用している」との回答が多いサービスは「生活介護（6.6%）」「就労継続支援（A型、B型）」（6.1%）」「計画相談支援（5.8%）」「施設入所支援（5.5%）」となっていますが、全てのサービス利用者の割合は回答者の1割以下となっています。
- 障がい福祉サービスのうち、今後3年以内に利用したいサービスは「短期入所支援（20.4%）」「居宅介護（16.1%）」「施設入所支援（同）」「自立生活援助（15.1%）」「自立訓練（同）」「就労継続支援（同）」となっています。
- 障がい児対象サービスのうち、（対象年齢18歳未満）でみると、「現在利用している」との回答が多いサービスは「放課後等デイサービス（42.0%）」「児童発達支援（15.9%）」「障害児相談支援」（同）」「保育所等訪問支援（8.7%）」となっています。今後3年以内に利用したいサービスでは、「放課後等デイサービス（33.3%）」「児童発達支援（9.5%）」「医療型児童発達支援（4.8%）」「障害児相談支援」（同）の順となっています。

【現在利用中のサービス、今後3年以内に利用予定のサービス】＜単純集計＞



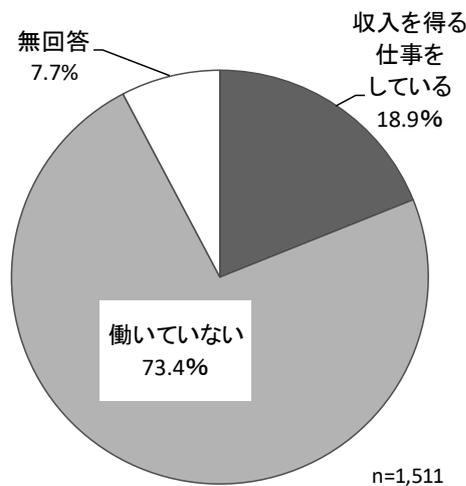
【現在利用中のサービス、今後3年以内に利用予定のサービス】＜単純集計、18歳未満＞



5) 就労について

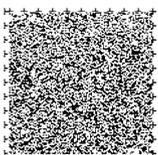
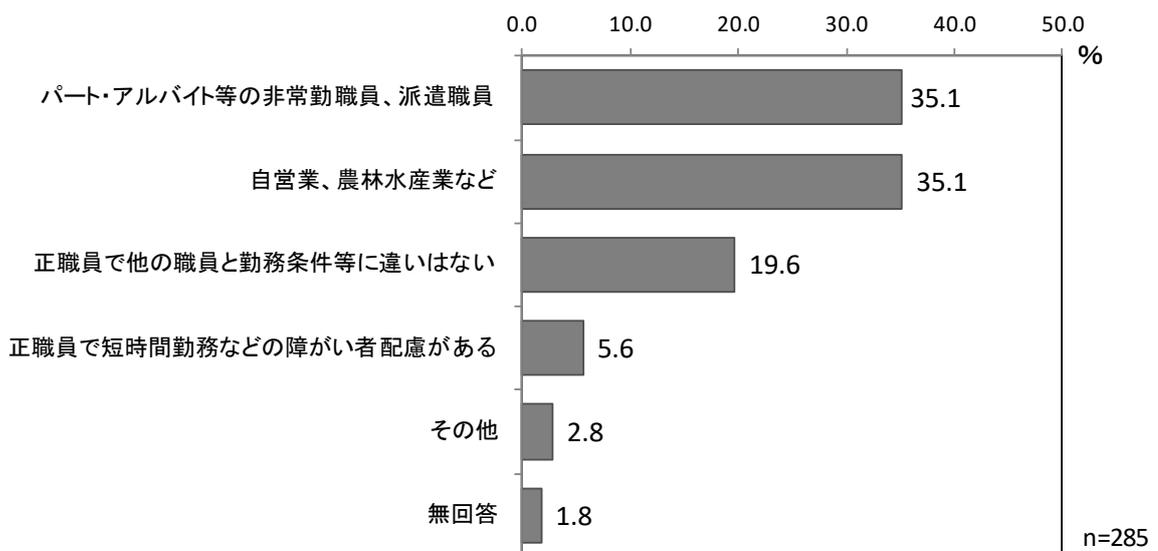
- ・ 現在、「収入を得る仕事をしている」方は 18.9%、「働いていない」方は 73.4%となっており、収入を得る仕事をしている方の就労形態は、「パートタイムやアルバイト」「自営業」が多くなっています。
- ・ 今後、「収入を得る仕事をしたい」方は 39.2%、このうち「職業訓練などを受けたい」方は 44.1%となっています。
- ・ 障がいのある人への就労支援で必要なこととしては、「職場の障がい者理解」が 41.6%と最も多く、次いで「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が 38.7%となっています。

【会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている】<単純集計>

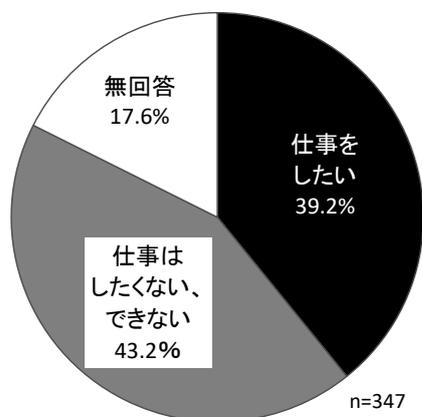


【あなたはどのような形態で働いていますか】<単純集計>

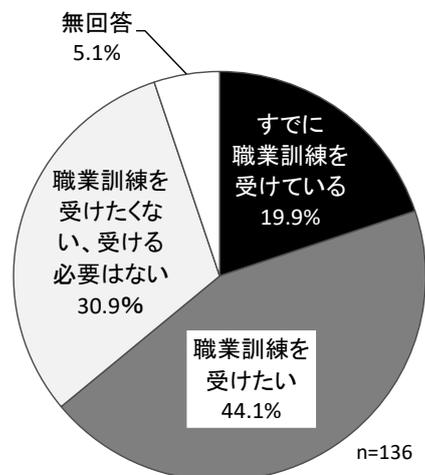
※「収入を得る仕事をしている」と回答した方>



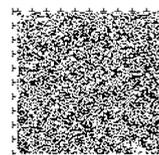
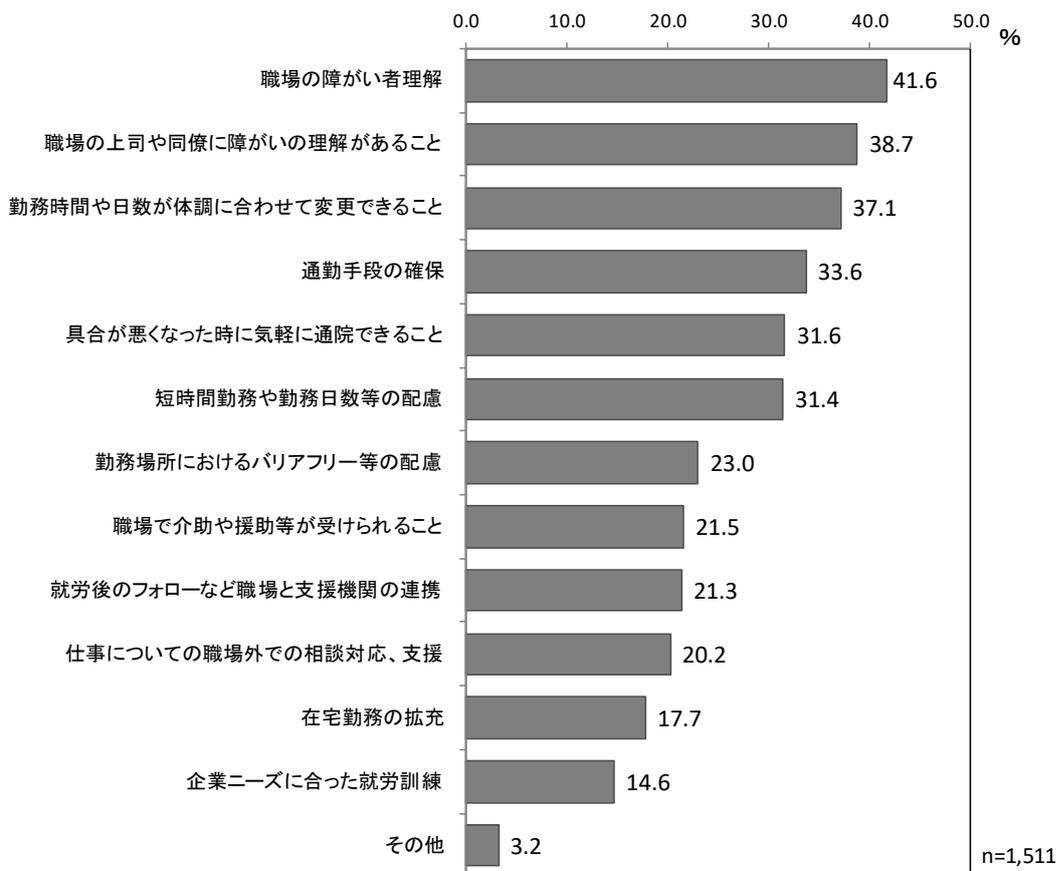
【あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思
いますか】<単純集計>



【収入を得る仕事をするために、職業訓練など
を受けたいと思いますか】<単純集計>



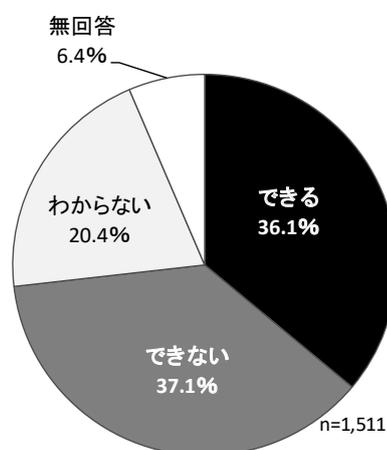
【障がい者の就労を支援するために、どのようなことが必要だと思いますか】<複数回答>



6) 災害時の避難について

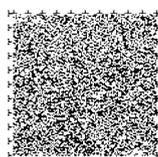
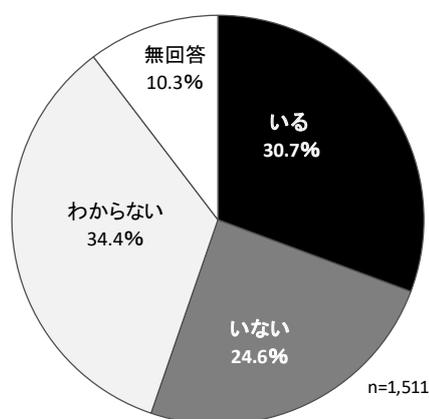
- ・ 火事や地震等の災害時に一人で避難「できる」方は 36.1%、「できない」方は 37.1%となっており、災害時、家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所に助けてくれる人が「いる」方は 30.7%、「いない」方は 24.6%となっています。
- ・ 火事や地震等の災害時に不安に感じることは、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」「安全なところまで、迅速に避難することができない」の回答が多く、次いで「投薬や治療が受けられない」となっています。
- ・ 障がい状況別にみると、療育手帳所持者では、他の障がい状況の人と比べ「周囲とコミュニケーションがとれない」「救助を求めることができない」など情報、コミュニケーションに関する不安が多くなっています。

【あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか】<単純集計>



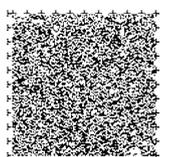
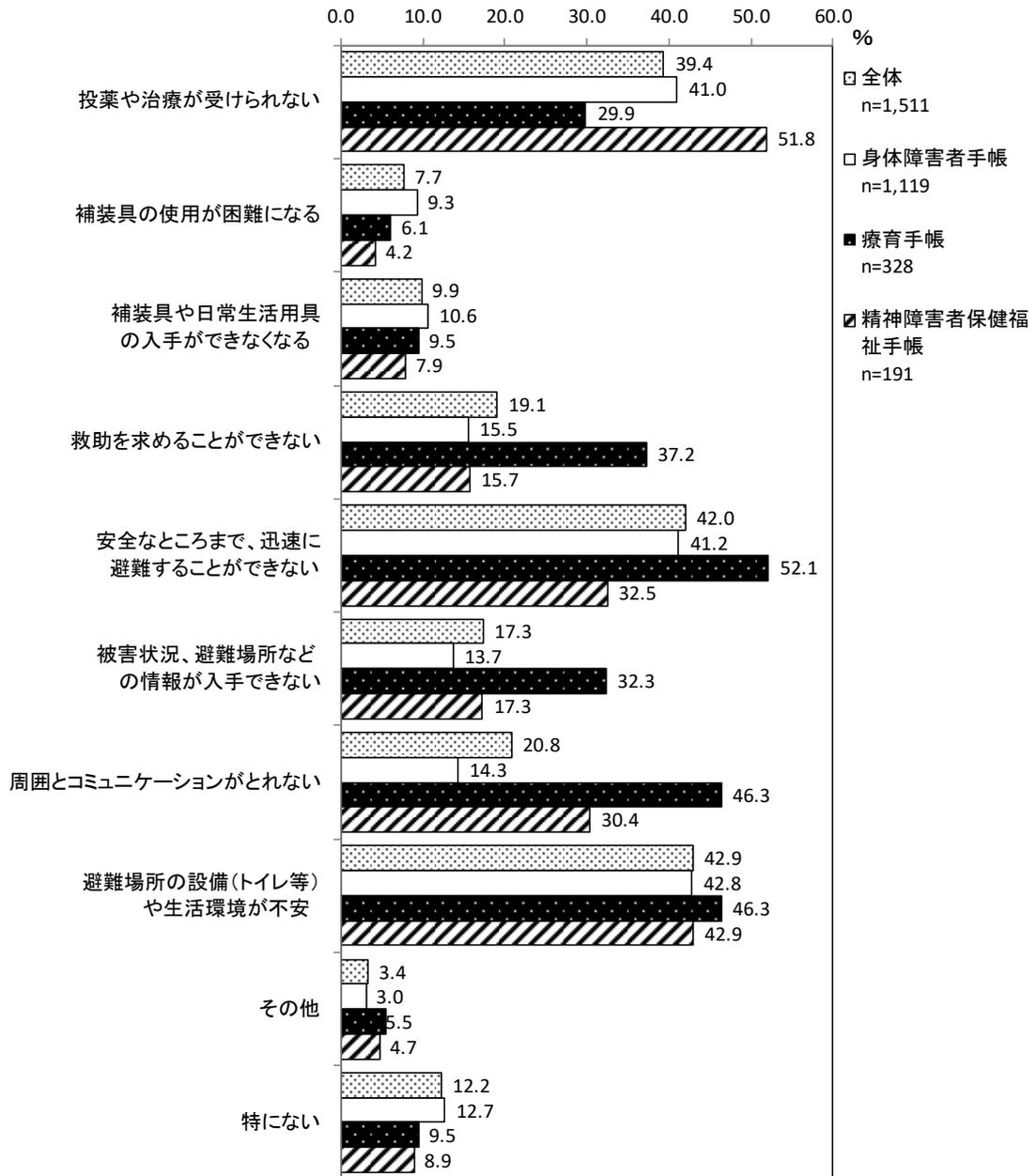
【家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか】

<単純集計>



【火事や地震等の災害時に不安に感じることは何ですか】

＜複数回答、障がい状態別＞

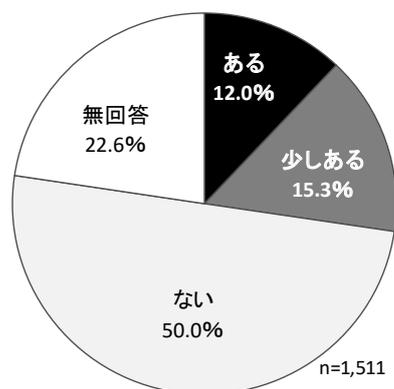


7) 権利擁護について

- ・ 障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことが「ある」方が12.0%、「少しある」方が15.3%となっており、差別や嫌な思いをした場所は、「学校・仕事場」「外出中」の回答が多くなっています。
- ・ 成年後見制度については、「名前も内容も知っている」方が23.8%、「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」方が23.2%となっています。

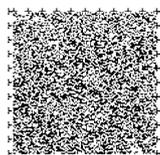
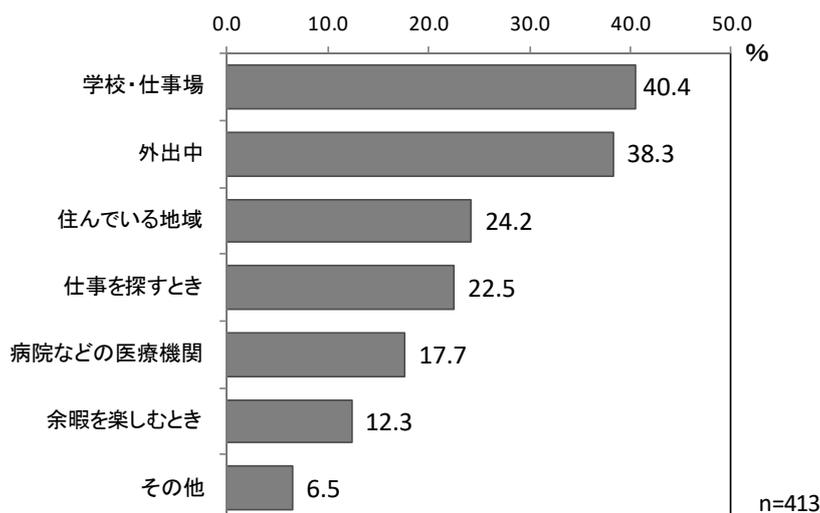
【あなたは障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか】

<単純集計>

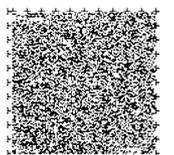
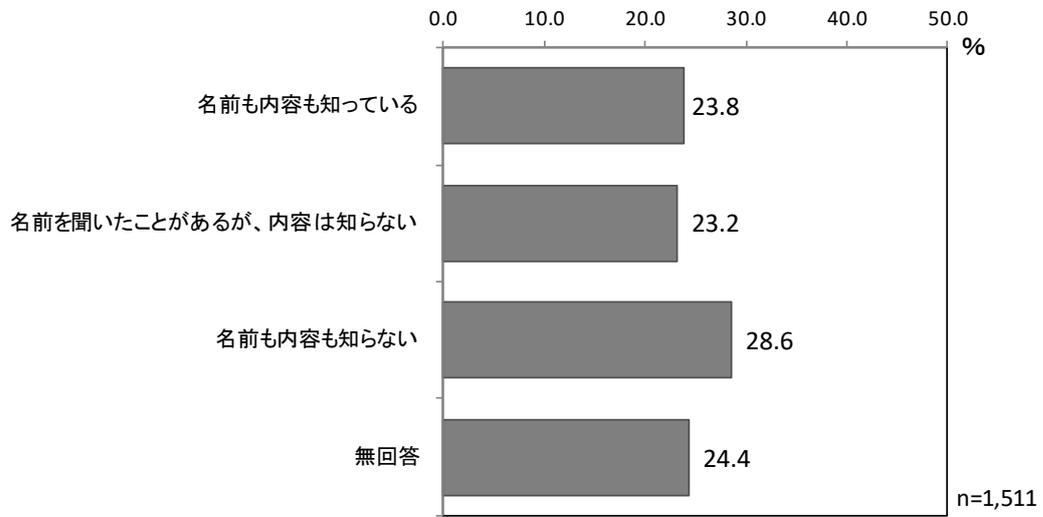


【どのような場所で差別や嫌な思いをされましたか】

<複数回答、※「働いている」を回答した方>



【成年後見制度についてご存じですか】 <単純集計>



(2) 障がい福祉サービス提供事業所を対象としたアンケート調査

① 調査概要

○ 調査目的

- ・ 障がいのある方々に対する福祉及びその取り組み、サービスについて今後の意向やニーズ、意見等を把握し、計画の策定・推進に活用する。

○ 調査対象

- ・ 障がい福祉サービス等を提供している団体・事業者

○ 調査期間

- ・ 令和5年8月17日(木)～9月11日(月)

○ 調査方法

- ・ 郵送による配布・回収、一部電子メールでの回収

○ 回収結果

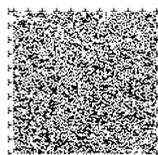
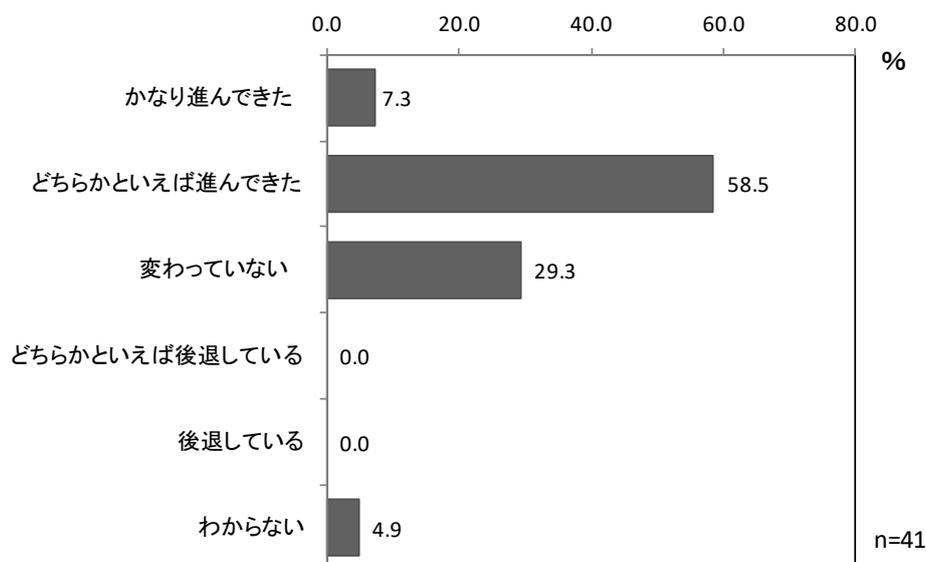
- ・ 41件(回収率58.6%)

② 調査結果

1) 10年前と比べた障がいのある方に対する配慮や工夫の進みぐあい

- ・ 「かなり進んできた」「どちらかといえば進んできた」合わせて65.8%となっています。一方「どちらかといえば後退している」「後退している」といったマイナス評価は0%であり、地域社会において意識の向上と環境の整備が進んでいることがわかります。しかし、「変わっていない」も29.3%あり、今後の課題となっています。

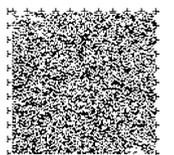
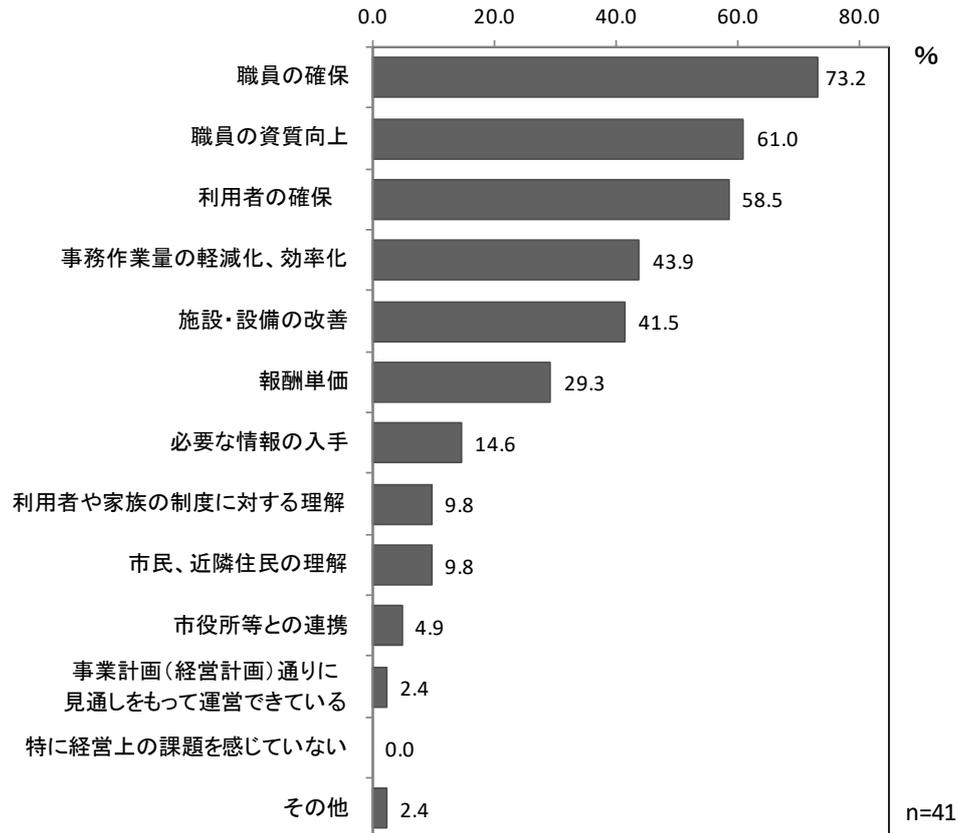
【10年ほど前と比べて、地域社会の中で障がいのある方に対する配慮や工夫が進んできたと思いますか】<単純集計>



2) 事業所の運営に関する課題

- ・ 「職員の確保」の73.2%が最も高く、これに「職員の資質向上」61.0%、「利用者の確保」58.5%が続いています。人材に関する課題が上位となっています。

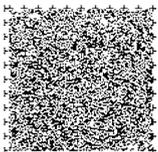
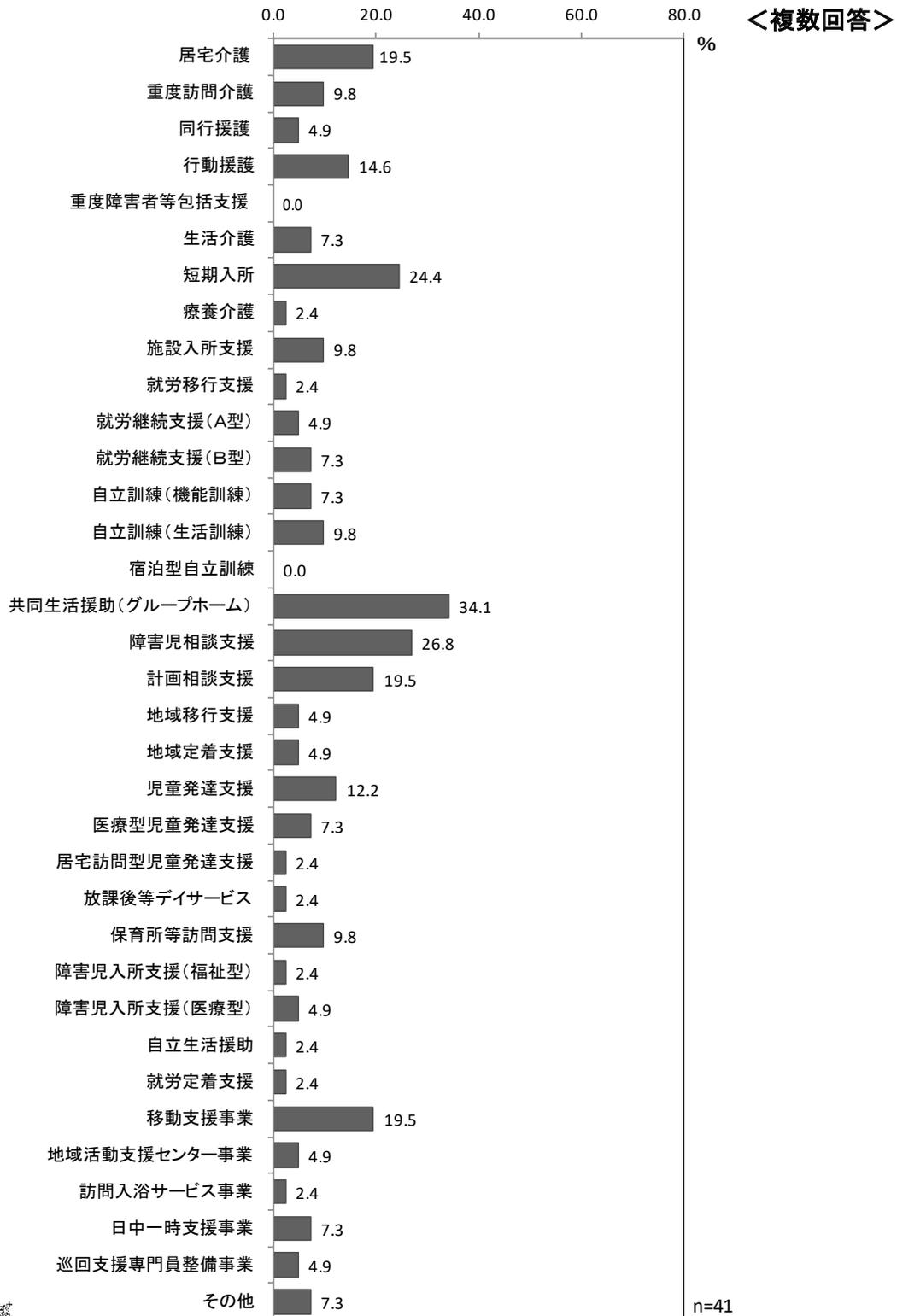
【貴事業所の運営に関して課題となっていることがありますか】〈複数回答〉



3) 利用者から望む声は多いが、不足していると感じられる事業

- ・ 「共同生活援助（グループホーム）」の34.1%が最も高く、これに「障害児相談支援」の26.8%、「短期入所」の24.4%が続いています。

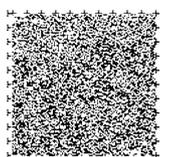
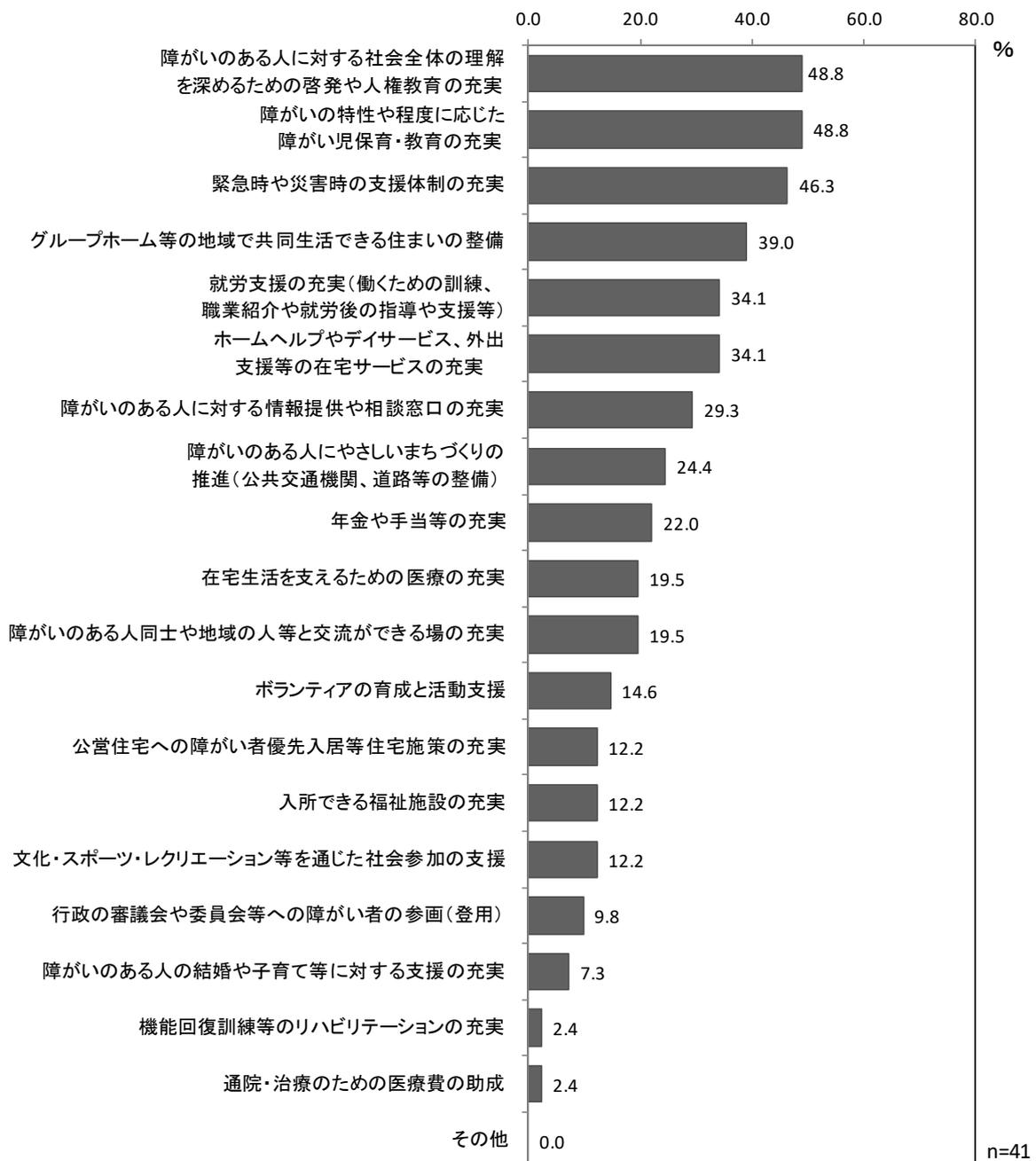
【利用者から望む声は多いが、不足していると感じられる事業はありますか】

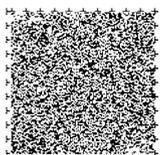


4) 行政が充実すべきこと

- ・ 「障がいのある人に対する社会全体の理解を深めるための啓発や人権教育の充実」と「障がいの特性や程度に応じた障がい児保育・教育の充実」が同率で48.8%と最も高く、これに「緊急時や災害時の支援体制の充実」の46.3%、「グループホーム等の地域で共同生活できる住まいの整備」の39.0%が続いています。

【障がいのある人にとって暮らしやすいまちにするために、行政（国・県・市）はどのようなことをさらに充実すべきだと思いますか】＜複数回答＞





音声コードUni-Voice